# 建築基準法第 48 条に基づく許可手続きの流れ

| | |
|---|---|
| **建築計画の検討** | 許可を申請する理由、周辺状況等の整理、建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。 |

↓

| | |
|---|---|
| **事前相談書の提出** | 建築許認可事前相談票※を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。<br>添付書類：理由書、許可事項に関する説明書（機械出力等）、<br>都市計画図（ｉ－マッピー（外部サイト）でも可）、案内図、<br>周辺土地利用図・周辺建物概要図（敷地周囲 200m）、配置図、平面図、<br>立面図、現場写真、その他必要な書類 |

↓

| | |
|---|---|
| **許認可準備会議**<br>＜原則毎週水曜午後＞ | 許可基準の適合状況や計画内容の確認をします。<br>会議結果は担当者から連絡します。 |

↓

| | |
|---|---|
| **各課等調整** | 許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。<br>地元住民等への説明及び結果報告も行ってください。 |

↓

| | |
|---|---|
| **建築幹事会事前会議**<br>**（案件確定会議）**<br>＜原則毎月第４水曜＞ | 翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。<br>事前に担当者と調整したうえで、建築幹事会用資料（「建築審査会・幹事会用資料の作成について」参照）、許可申請概要書※をデータ提出してください。 |

↓

| |
|---|
| **建築幹事会**<br>＜原則月１回＞ |

↓

| | |
|---|---|
| **各課等調整** | 建築幹事会での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。 |

↓

| | |
|---|---|
| **関係法令等の諸手続** | 許可申請までに以下の関連法令等の諸手続きを済ませてください。 |

↓

| | |
|---|---|
| **許可申請書の提出** | 公聴会開催の２か月前までに、以下の必要書類をＡ４判ファイルに綴じて、３部（正・副・消防用）ご提出ください。申請時に手数料（180,000 円）が必要となります。<br>必要書類：許可申請書※、許可申請概要書※、<br>関係法令等諸手続の写し、委任状、事前相談と同様の図書、<br>その他必要図書 |

↓（次ページあり）

| | |
|---|---|
| **公聴会準備** | 公聴会開催に向けた準備として、担当者と調整のうえ、次の対応等を行って下さい。<br>・公告日より７日前までに、公聴会用資料として 30～40 部を提出してください。<br>・公告日より３日前までに、申請地の２カ所以上に、Ａ１版（タテ）以上の掲示スペース（立て看板等）を確保してください。<br>・当日説明用として図面（配置図、平面図等）を拡大したもの（A0 版程度）を適宜ご提出ください。<br>【大まかな開催までの流れ（本市の対応）】<br>・公聴会開催公告（横浜市報登載）<br>・公述人申込受付（公告日から概ね１週間）<br>・公述人及び参考人の選定<br>【参考】<br>建築基準法に基づく横浜市公聴会規則（外部サイト）<br>建築基準法第 48 条の許可に係る横浜市公聴会開催要領（PDF：132KB） |

↓

| | |
|---|---|
| **公聴会** | 質疑対応等のため、申請者及び設計者等は出席ください。 |

↓

| | |
|---|---|
| **公聴会意見調整** | 公聴会での意見を踏まえて、必要に応じて地元調整及びその報告をしてください。 |

↓

**建築審査会**
＜原則月１回＞

↓

| | |
|---|---|
| **許可通知** | 事務処理（決裁、消防同意等）の後、許可通知書を交付します。 |

↓

| | |
|---|---|
| **建築確認申請** | 許可通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。<br>なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。 |

↓

| | |
|---|---|
| **変更申請** | 変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、計画変更承認※の手続が必要となります。 |

↓

| | |
|---|---|
| **工事完了** | 工事完了前に現地の確認をさせていただく場合があります。<br>（検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。） |

※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。